

運 航 基 準

令和 6 年 4 月 1 9 日
有限会社トモダ

目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 運航の可否判断
- 第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、諏訪湖一周コース・諏訪湖畔州コースの船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・水象			
地点名	風速	波高	視程
当社棧橋	10m/s以上	0.5m以上	300m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・水象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	10m/s以上	波高	0.5m以上
----	---------	----	--------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・水象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(着岸の可否判断)

第4条 船長は、着岸予定港内の気象・水象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・水象			
地点名	風速	波高	視程
当社棧橋	10m/s以上	0.5m以上	300m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航日誌に記録するものとする。運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 規定なし

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) 地形、水深、水流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域

図を作成するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用（第1）基準経路	周年

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

(例)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	4ノット	1000rpm
微速	6ノット	1500rpm
半速	10ノット	2500rpm
航海速力	20ノット	5000rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条 規定なし

(通常連絡等)

(通常連絡等)

第10条 船長は、出港後20分を通過したときは、本社あて次の(1)の事項を連絡しなければならない。

(1) 連絡事項

- ① 現在地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港10分前となったときは、運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

(1) 入港予定時刻

(2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

(例)

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	本社	携帯電話

(2)	緊急の場合	本社	携帯電話
-----	-------	----	------

(機器点検)

第13条 船長は入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）の状況に応じ安全な海域において、機関の後進（CPPの場合は翼角作動）、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録するものとする。